

1303 有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業

1. 特例を設ける趣旨

中山間地域を中心に野生鳥獣（移入種を含む。）による農林水産業被害が増大するとともに、狩猟者の減少・高齢化により、有害鳥獣捕獲に従事する者を確保することが困難な状況にあることから、有害鳥獣捕獲の円滑な実施を図るため、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。平成15年4月16日施行。）に基づく特例措置として、従事者の中に網・わな猟免許を所持していない者を含むことができることとするものです。

2. 特例の概要

従来、有害鳥獣捕獲の許可を申請する法人の従事者については、原則として狩猟免許を有する者を選任するよう指導してきましたが、本事業においては、有害鳥獣捕獲の許可を申請する法人に対して、銃器の使用以外の方法による許可を行う場合であって、従事者の中に網・わな猟免許所持者が含まれ、かつ捕獲技術、安全性等が確保されていると認められる場合として特区内で有害鳥獣捕獲を行うときは、特例的に従事者の中に網・わな猟免許を所持していない者を含むことができることとするものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

現行の「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」に基づき、法人に対し有害鳥獣捕獲の許可を行うに当たっては、従事者には原則として狩猟免許を有する者を選任するよう指導することとして、従事者を限定的に取り扱っていますが、本事業においては、捕獲技術、安全性等が確保されていると認められる場合は、特例的に従事者の中に網・わな猟免許を所持していない者を含むことができることとします。

捕獲技術、安全性等が確保されていると認められる場合とは、従事者に非狩猟免許所持者を含めることから、有害鳥獣捕獲許可を行う地方公共団体や同許可の申請主体において、例えば狩猟者団体や当該法人が実施する講習会や研修等を通じて、使用する猟具の設置や撤収方法の習熟、捕獲個体の処理方法や処理体制の整備等がなされていることを特区計画の申請に当たって、当該地方公共団体が認めることをいいます。

なお、捕獲従事者や周辺住民等の安全を確保するため、鳥獣の生態や鳥獣の生息地等地形的条件に詳しく、狩猟の経験と知識を有する狩猟免許所持者が、捕獲従事者を適切に指揮・監督ができるように同行することが必要であることから、従事者の中に免許所持者が含まれていることを求めているものです。

同意の要件である円滑かつ確実な実施を担保するための予防措置について、関係者間で事業の円滑な実施のための取組が認められることとは、例えば事業内容を地域住民等へ周知するため、広報誌や住民説明会等を通じた広報活動が実施されていること等が考えられます。また、安全管理体制について狩猟者団体との合意が得られていることとは、例えば当該地方公共団体と狩猟者団体との間で、講習会や研修会等へ講師として参加することや捕獲業務に同行し捕獲従事者を指揮・監督することについての協定書の締結等が行われていること等が考えられます。

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

特区計画の別紙「5 当該規制の特例措置の内容」に、地方公共団体が捕獲技術、安全性等が確保されていると認めた根拠、関係者間での事業の円滑な実施のための取組、安全管理体制についての狩猟者団体との合意の内容について記載すること。なお、狩猟者団体との間で協定書等を締結した場合には、その写しを添付すること。

5. 当該特区に係る特区計画申請に関して特に必要な添付書類

狩猟者団体との間で協定書等を締結した場合には、その写し。

1304・1305 再生利用認定制度対象廃棄物拡大事業

1. 特例を設ける趣旨

循環型社会の形成を促進するため、生活環境の保全上支障がない特定の廃棄物を一定の方法で再生利用する場合について環境大臣が認定する制度（再生利用認定制度：環境大臣の認定により、廃棄物処理・リサイクルに係る業や施設設置の許可を不要とする仕組み）について、特定の地域について試験的に対象廃棄物を拡大等して当該廃棄物の広域的なリサイクルを促進するものです。

2. 特例の概要

特区において特例措置を求める廃棄物について、法令を上回る規制（関係者の同意・流入規制）を必要としていない場合であって、環境大臣が定める特定の廃棄物を一定の方法で再生利用する場合について再生利用認定制度の対象とするものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

（1）再生利用認定制度について

一定の廃棄物の再生利用についてその内容が生活環境の保全上支障がない等の一定の基準に適合していることについて環境大臣が認定する制度であり、平成9年廃棄物処理法改正により設けられたものです。認定を受けた者については、廃棄物処理業及び廃棄物処理施設設置許可が不要となります。ただし、廃棄物処理基準及び施設の維持管理基準等の規定については適用されます。

（2）法令を上回る規制（関係者の同意・流入規制）について

関係者の同意とは、廃棄物処理施設の設置に当たって、施設を設置しようとする事業者にあらかじめ関係者の同意の取得を求める行政指導（条例を根拠に行っている場合を含む。ただし、単に、関係者への説明を求める手続を設けている場合は含まない。）をいいます。

流入規制とは、区域外で発生した廃棄物が自区域内に流入する際にあらかじめ届出等を通じて協議を求める行政指導（条例を根拠に行っている場合を含む。ただし、当該地方公共団体の区域内のみの廃棄物を用いて再生利用を行う場合及び単なる届出を含まない。）をいいます。

ただし、いずれの規制についても特区計画を申請する地方公共団体自らが法令を上回る規制を行っていない場合（例えば、市町村が特区計画を申

請する場合に、当該市町村の属する都道府県が法令を上回る規制を行っている場合）は含まれません。

(3) 対象品目の追加について

基本方針中には①廃 FRP 船破砕物をセメント原料として利用する場合又は②容易に腐敗しないように適切な除湿の措置を講じた廃木材を製鉄原料として利用する場合について、再生利用認定制度の対象に加える旨記載していますが、これら以外であっても以下のいずれにも該当しない廃棄物であって、再生利用の内容が妥当なものについては制度の対象に追加するものであります。

- ① ばいじん又は焼却灰であって、廃棄物の焼却に伴って生じたものその他の生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるもの（資源として利用することが可能な金属を含むものを除く）
- ② 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第2条第1項第1号イに掲げるもの（資源として利用することが可能な金属を含むものを除く）
- ③ 通常の保管状況の下で容易に腐敗し、又は揮発する等その性状が変化することによって生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるもの

(4) その他

環境省においては、再生利用認定申請に係る審査は特区計画申請に係る審査と同時並行で行うことが可能であり、計画認定と環境省における再生利用認定がほとんど同時に行われるよう環境省において配慮される予定です。

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

特区計画の別紙「5 当該規制の特例措置の内容」に、特区計画を申請する地方公共団体自らが法令を上回る規制を行っていないことを記載すること。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

1306 地中空間を利用した溶融一般廃棄物埋立処分事業

1. 特例を設ける趣旨

地中空間を利用した一般廃棄物の埋立処分は廃棄物処理法施行令において禁止されていますが、特区内の一定の要件を満たす地中空間を利用して一定の性状を満たす溶融スラグの埋立処分を行うことについて、廃棄物処理法の目的である生活環境の保全に反するものではないことが確認できた場合には、当該禁止を解除するものです。

2. 特例の概要

地中空間を利用した一般廃棄物の埋立処分は禁止されていますが、市町村が、その設定する特区内の一定の要件を満たす地中空間を利用して一定の性状を満たす溶融スラグの埋立処分を行うことについて内閣総理大臣の認定を受けたときは、当該市町村又はその市町村から処分業の許可を受けた者は、当該埋立処分を行うことができることとしたものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

(1) 規制の特例措置を講ずる地域の要件について

地中空間の周辺にある土地が地中空間埋立てを行う上で構造耐力上しっかりしており自重、水圧及び土圧並びに地震等による振動や衝撃に耐えられるものであること、埋め立てた溶融スラグからの金属等の溶出を招来して地下水を汚染するおそれがないものであることを意味します。

(2) 一般廃棄物である溶融スラグについて

溶融スラグとは、焼却灰を1200℃以上の高温条件化で燃焼させ、その残さを冷却して固化したものです。溶融スラグとすることにより焼却灰中のダイオキシン類のほとんどを分解することができ、また、金属等の有害物質が溶出しにくい状態に安定化することが可能です。

「一定の性状を満たす」とは、単に溶融加工した溶融固化物であればよいものではなく、金属等が溶出しないように溶融加工されていなければなりません。

(3) 地下水等のモニタリングについて

特例措置の実施に当たっては、当該地中空間について一般廃棄物の最終処分場の設置の許可を受けるとともに、その維持管理について地下水等の周辺環境のモニタリングを実施することを条件としています。これに対

応するものとして、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第1条第2項第10号ロに規定する地下水等検査の検査頻度を3月に1回以上とすることとしています。

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点
特になし

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類
 - ・ 埋立てる地中空間の構造を明らかにする書類及び図面
 - ・ 埋立てる地中空間の周辺の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
 - ・ 埋立てる地中空間の強度に関するデータ
 - ・ 埋立てる溶融スラグの性状に関するデータ

1308 特別管理産業廃棄物の運搬に係るパイプライン使用の特例事業

1. 特例を設ける趣旨

特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に運搬用パイプラインを用いることは原則として認められていませんが、特区内に限り、一定の要件を満たす場合には、特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に運搬用パイプラインを用いることができることとするものです。

2. 特例の概要

特別管理産業廃棄物は、爆発性、毒性等人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるため、収集又は運搬に運搬用パイプラインを用いることは認められていません。しかし、特区内に限り、一定の要件を満たし、人の健康の保持又は生活環境の保全上支障を生じないと認められる場合に、特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に運搬用パイプラインを用いることができることとするものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に運搬用パイプラインを用いる場合、人の健康の保持又は生活環境の保全上支障を生じないように、次の要件を満たす必要があります。

- ① 異なる種類の特別管理産業廃棄物がパイプライン内で混合しないこと。
- ② 特別管理産業廃棄物がパイプラインから飛散し、流出し、悪臭が漏れるおそれがないこと。
- ③ 石油コンビナート等災害防止法に規定する石油コンビナート等防災計画が作成された区域内にパイプラインが設置されること。

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

特になし。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし。

1309 一般廃棄物の溶融固化物の利用の特例事業

1. 特例を設ける趣旨

平成10年3月26日付け生衛発第508号厚生省生活衛生局水道環境部長通知（以下「508号通知」という。）において、一定の基準を満たす一般廃棄物の溶融固化物につき、路盤材等として市町村が自ら発注した公共建設工事において利用される場合には、当該利用は廃棄物の処分に該当するものではないとして差し支えないこととし、一般廃棄物の溶融固化物の公共建設工事における利用を促進していますが、一定の条件を満たす一般廃棄物の溶融固化物の地中空間の充てん利用についても同様に取り扱うこととするものです。

2. 特例の概要

508号通知の特例の通知である「構造改革特別区域における「一般廃棄物の溶融固化物の再生利用の実施」に係る用途の特例措置について（通知）」（以下「特例通知」という。）の内容に適合する一般廃棄物の溶融固化物の用途について、内閣総理大臣による構造改革特別区域計画の認定を申請し、その認定を受けた場合には、当該構造改革特別区域内に限り、市町村が自ら発注した公共建設工事として行う地中空間の充てん利用についても廃棄物の処分に該当するものではないこととするものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

特例通知の内容に適合する一般廃棄物の溶融固化物の用途とは、以下の要件に合致する一般廃棄物の溶融固化物の地中空間の充てん利用をいいます。なお、要件ではありませんが、具体的な事業の実施に当たっては、特例通知に記載のある留意事項にも配慮する必要があります。

- (1) 一般廃棄物の溶融固化物が常態的に地下水に浸漬するおそれがないよう、地下水位より上部に充てんすること。
- (2) 一般廃棄物の溶融固化物が特例通知別紙の基準に適合するものであること。
- (3) 施工地からの浸出液による施工地周辺の地下水への影響の有無を判断することができる二以上の場所から採取された地下水の水質検査を行い、かつ、記録すること。
- (4) 公共建設工事の実施前に、施工予定地周辺の住民を含む利害関係者に説明会等を通じて当該工事内容の周知を図ること。
- (5) 施工終了後目安として2年間が経過するまでの間、工事関係書類・記録

について公衆の閲覧を可能とすること。

- (6) 施工地の周辺環境に生活環境保全上の支障（例えば地下水の水質異常などが考えられる。）が生じた場合にあっては、原因究明の上、速やかに掘返しや遮断工など必要な対応を行うようにすること。

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

特区計画の別紙「5 当該規制の特例措置の内容」に特例通知の要件に対する具体的事業での対応について記載して下さい。

また、特例通知の留意事項は、この特例措置が新たな取組であることから、特定事業の実施に当たり特に環境面への考慮事項を列挙したものです。特定事業の実施を円滑に行うための配慮事項ですので、これら留意事項の内容に対する具体的事業での対応についても記載して下さい。なお、留意事項は認定に当たっての要件とはなりません。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

上記4の具体的事業での対応について図面・データ等がある場合は、参考資料として添付して下さい。